

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名: 労働基準局監督課

労働基準局勤労者生活部勤労者生活課

評価実施時期: 平成21年8月

施策名	労働条件の確保・改善を図ること (Ⅲ-1-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標 1 労働条件の確保・改善を図ること
施策の概要	労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。	
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 景気の急速な悪化を受け、雇用失業情勢が厳しさを増している中、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、会社都合による解雇に関連し解雇予告がなされていないなど法定労働条件が守られないといった事態がいまだ見られている。このような状況の中で、これらの問題の解消を重点として、積極的な行政運営に努めていく必要がある。</p> <p>【有効性の観点】 労働基準監督機関による事業場への臨検監督の結果、労働基準関係法令違反が認められたものについては、それを是正するよう適切に指導を行っているところであり、労働者の法定労働条件の確保に対し有効な施策である。 また、最低賃金法の遵守の徹底のために、最低賃金制度及び最低賃金額等の情報を広く周知徹底することは必要かつ有効なものである。 また、個別労働紛争の早期解決のために、労働契約法の施行を踏まえ、就業規則の周知やメンテナンスを行うことの重要性を啓発することは必要かつ有効なものである。</p> <p>【効率性の観点】 臨検監督を実施する対象事業場を選定する際には、労働者等から寄せられる情報等を活用し、労働基準関係法令違反が認められる可能性の高い事業場に対して臨検監督を実施するほか、労働条件等を巡る動向や各労働分野の特徴を踏まえた監督を実施するなど、効率的な運営を行っている。 最低賃金制度については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載する等、効率的に周知広報を行っている。 中小企業労働契約支援事業については、我が国の雇用・就業機会の約8割を占めている中小企業の事業主に対し、望ましい労働契約の在り方についてセミナー開催及び個別の相談事業を実施する等効率的な事業運営を実施している。</p> <p>【総合的な評価】 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 引き続き、監督指導、最低賃金制度の周知啓発活動、望ましい労働契約の在り方についての中小企業事業主に対する周知等を実施していくこととする。 また、 ①厳しい経済・雇用情勢であること ②最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであり、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、セーフティネットとして一層適切に機能することが求められていること ③個別労働紛争が増加傾向にあること など、労働条件等を巡る動向を踏まえ、平成21年度においては、 (1) 労働基準法等で定める法定労働条件を遵守することはもとより、特に、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等について、労働契約法や裁判例等に照らして、不適切な取扱いが行われないよう、啓発指導を行うこと (2) 広く国民に最低賃金の周知徹底を図るとともに、引き続き監督指導等を実施すること (3) 労働者が安心・納得して働くことができるようにするため、労働条件の決定、変更など労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法の趣旨・内容について、労使双方の理解を進めること 等について重点的に取り組んでおり、今後とも、行政需要に応じて機動的に対応していくことにより、効率的</p>	

な行政運営に努めていくこととする。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施

（ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

（理由）

法定労働条件が守られていない事業場がいまだに見られているところであり、今後も引き続き法定労働条件の確保・改善を図るため、適切な監督指導の実施や最低賃金制度の周知・徹底など積極的な行政運営に努めていく必要があるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	定期監督等の実施件数（件）（－）	122,793 【－】	122,734 【－】	118,872 【－】	126,499 【－】	集計中
2	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合（%）（80%以上/毎年）	85.8 【107.3%】	87.3 【109.1%】	82.1 【102.6%】	92.2 【115.3%】	83.0 【103.8%】
3	中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数（人）（9400人以上/平成20年度）	－	－	－	－	14,563 【154.9%】

（調査名・資料出所、備考）

- ・指標1は、労働基準局監督課調べによる。平成20年は現在集計中であり、平成21年9月目途で確定予定。
- ・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。
- ・指標2は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合であり、労働基準局勤労者生活課の調べによる。
- ・指標3は、当該事業は労働契約法の成立に併せて平成19年度より行う予定であったが、法案の成立が遅れ、開始時期が平成20年度に変更となったため、平成19年度までについては未記入。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	成長力底上げ戦略	平成19年2月15日	「最低賃金の国民への広報の推進」
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「改正最低賃金法の適切な施行、各種広報媒体による労使をはじめ国民に対する最低賃金額の周知・徹底」